

佐賀県選挙管理委員会告示第13号

佐賀県選挙管理委員会事務局設置規程（昭和27年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>(事務局の設置)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の職員を置く。</p> <p>事務局長 1名</p> <p>副事務局長 3名以内</p> <p>係長 2名</p> <p>主任主査、主査又は主事 若干名</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、その係の事務を掌理する。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 事務局長は、書記長をもってこれにあて、副事務局長、係長、主任主査、主査及び主事は、書記をもってあてる。</p> | <p>(事務局の設置)</p> <p><b>第2条</b> 事務局に次の職員を置く。</p> <p>事務局長 1名</p> <p>副事務局長 3名以内</p> <p><u>調整主幹、副主幹、主幹又は係長</u> 2名</p> <p>主任主査、主査又は主事 若干名</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹又は係長</u>は、上司の命を受けて、その係の事務を掌理する。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 事務局長は、書記長をもってこれにあて、副事務局長、<u>調整主幹、副主幹、主幹、係長</u>、主任主査、主査及び主事は、書記をもってあてる。</p> |

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。